

## 平内町役場庁舎整備事業プロポーザル募集公告

次のとおり、平内町役場庁舎整備事業についてプロポーザル募集を行います。

令和5年9月8日

平内町長 船橋 茂久

### 1. 事業概要

- (1) 事業名称 平内町役場庁舎整備事業
- (2) 事業場所 東津軽郡平内町大字沼館字家岸地内
- (3) 事業の目的及び内容

町における現在の町役場本庁舎は、昭和42年に建設され、老朽化や設備の劣化が進み、平成25年に実施した耐震診断において耐震基準を大きく下回る結果となり、大地震が発生したときに倒壊し、防災拠点としての機能が果たせないことが懸念されている。

このため、町は、庁舎を取り巻く様々な問題点や課題を整理し、新庁舎の整備に関する基本的な方針を定めるため、令和4年9月に「平内町役場庁舎建設基本計画」を定めた。

本事業は、基本計画に基づき、耐震安全性を確保した新庁舎を新たに旧青森少年院跡地に整備し、その維持管理(一部)を行うものであり、現在の町役場庁舎については新庁舎の供用開始後速やかに解体することを目的とする。

- (4) 履行期限 令和28年3月31日
- (5) 担当部局(問合せ先)

〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 平内町 総務課  
TEL:017-755-2111 FAX:017-755-2145  
E-mail: zaisei@town.hiranai.aomori.jp

### 2. 参加資格

応募者の代表企業、構成企業のいずれもが、以下の参加資格要件を満たすこと。

ア 令和4・5年度競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は参加表明書提出期限までに競争入札参加資格申請を町が受理した者であること。

イ 設計・工事監理企業は、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所として登録を受けていること。

ウ 建設企業は、建設業法第3条第1項の規定に基づく建築一式工事において特定建設業の許可を受けており、直近の経営事項審査総合点の建築一式工事が1,900点以上のものであること。

エ 平内町建設業者指名停止要領に基づく町長の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までに受けていないこと。

オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者である

こと。

カ 本事業の事業者を選定するための「平内町役場庁舎整備事業プロポーザル審査委員会」の委員との関係において、次のいずれかに該当する者でないこと。

- ・委員が、発行済み株式を所有している、もしくは出資をしていること。
- ・委員が、役員又は従業員となっていること。

キ 応募者の代表企業、構成企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業として参加していないこと。

### 3. 選定スケジュール

時 期	内 容
令和5年 9月8日	選定事業者の公募
9月11日～9月27日	募集要項に関する質問受付
10月6日	募集要項に関する質問に対する回答及び公表
9月11日～10月13日	参加資格審査書類の受付
10月25日	資格審査の結果発送
10月30日～	提案書の受付
令和6年1月12日	
令和6年 1月下旬	プレゼンテーション及び応募者に対するヒアリング実施に係る通知発送
2月上旬	提案書の内容に関するプレゼンテーション及び応募者に対するヒアリング
2月下旬	最優秀者の決定
2月下旬	基本協定の締結
3月	仮契約の締結
4月	事業契約の締結（必要に応じて4月町議会上程）

※上記のスケジュールは予定であり、日時等含めて決定し次第、改めて連絡をする。

### 4. 手続き等

別紙「平内町役場庁舎整備事業募集要項」によることとする。